

コーポレートガバナンスに関する基本方針

改定 平 28. 6. 27

実施 平 28. 6. 29

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本基本方針は、当社グループが「にしていグループの企業理念」(以下「企業理念」という)の実現を通じて企業価値の向上を図り、社会に必要とされる企業であり続けるために、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に係る方針を示すことを目的とする。

(基本的な考え方)

第2条 当社は、企業理念のもと、安全、安心な「交通サービスの提供」と地域の発展に貢献する「まちづくり」を中核とする事業特性を踏まえながら、お客さま、地域社会、株主等のステークホルダーの期待に応える経営を行っていくため、透明・公正かつ迅速・果断な経営の意思決定を行うための実効的な仕組みの確保・充実に努め、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指す。

(行動準則)

第3条 当社は、企業理念の実現のため、行動準則となる「にしていグループコンプライアンス方針」を定め、当社グループの役職員に浸透させる。

(本基本方針の位置付け)

第4条 本基本方針は、会社法、関連法令および定款に次ぐ上位規程であり、その他の社内規程に優先して適用する。

② 本基本方針の改廃は、取締役会の決議による。

第2章 株主との関係

(株主の権利確保)

第5条 当社は、株主の権利を尊重し、少数株主等の権利行使にも配慮するなど、その実質的な平等性を確保し、権利行使の環境を整備する。

(資本政策)

第6条 当社は、当社の事業特性を踏まえた資本政策を検討、実施する。

② 当社は、安全、安心なサービスの確保と将来のための成長投資という観点から、財務体質および経営基盤の強化を図る。

③ 当社は、安定的・継続的な配当の実施により、株主への利益還元を図る。

④ 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、株主に十分な説明を行う。

(株主総会)

第7条 当社は、株主総会が株主との重要な対話の場であることを認識し、株主が議決権その他の株主総会における権利を適切に行使できるよう環境を整備する。

② 当社は、株主が総会議案に関する十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知の内容を、招集通知発送前に当社ウェブサイト等へ掲出するなど、電子的手段により公表する。

③ 当社は、株主の適切な議決権行使の判断に資する情報について、必要に応じ適確に提供する。

④ 当社は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、適切な対応を行う。

- ⑤ 当社は、機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームに参加し、また、これらの投資家の実質的な議決権行使の機会を確保するための施策について、検討を行う。

(株主との建設的な対話)

第8条 当社は、株主からの対話の申込みに対しては、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値向上に資するよう、次のとおり適切に対応する。

1. 経営企画部門を担当する執行役員である取締役が統括し、IR 担当部門、情報開示担当部門、株式担当部門等が連携して適切に対応する
2. アナリスト、ファンドマネージャー等向けに定期的に説明会を開催するほか、説明会の資料およびその他の情報について、当社グループホームページに掲載する
3. 株主との対話を通じて把握した有用な意見、要望等については、代表取締役・取締役会にフィードバックする
4. 株主等との対話に際してはインサイダー情報の漏えい防止のため、情報管理を適切に行う

(株主の利益に反する取引の防止)

第9条 当社が取締役との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合は、社内規程に従い、取締役会が当該取引の必要性および合理性を判断した上で承認することを要し、主要株主（議決権所有割合が10%を超える株主をいう）等の関連当事者との間で取引を行う場合は、社内規程に従い、当該取引の必要性および合理性を踏まえた承認を行う。

- ② 当社は、毎年、関連当事者間の取引の有無を調査把握するとともに、重要な取引については内容・条件等を確認し、その概要を取締役会に報告する。

(政策保有株式)

第10条 当社は、良好な取引関係の維持発展、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持および地域経済活動における連携等の観点から必要と認められる場合には、政策的な目的により株式を保有する。

- ② 当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、投資先企業の状況等を踏まえた上で、個別に議案内容を厳格に検討する。特に、投資先企業の中長期的な企業価値または株主共同の利益を毀損する可能性のある議案については、賛否の判断を慎重に行う。

第3章 コーポレートガバナンス体制

(取締役会、監査等委員会等の体制)

第11条 当社は、重要な業務執行の決定を幅広く取締役へ委任することを通じて、迅速な意思決定を実現するとともに業務執行に対する取締役会の監督機能を強化すること、取締役会において議決権を有する監査等委員が監査を行うことにより監査の実効性を高めることが、当社の企業価値向上のために有効であるとの考えのもと、監査等委員会設置会社を採用する。

- ② 当社は、社外取締役の独立性に係る当社基準を満たす独立性の高い社外取締役の選任により、監督機能を強化し、業務執行機能の適正性を確保するとともに、監査等委員会と内部監査部門との連携により、監査の実効性を高める。
- ③ 取締役会は、経営の基本方針、執行役員の選任等、法令、定款および取締役会規程で定められた重要事項の決定を行うほか、業務執行状況の報告を受けるなど業務執行の監督を行う。
- ④ 取締役会は、当社の事業特性を踏まえ、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数を維持する。
- ⑤ 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）は、執行役員を兼務することができる。
- ⑥ 監査等委員会を構成する取締役は、過半数を社外取締役とする。
- ⑦ 監査等委員である取締役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任する。
- ⑧ 取締役（監査等委員を含む）が他の上場会社の役員を兼任する場合には、当社の取締役としての職務執行に

支障のない範囲内とし、当社は、毎年その兼任状況を開示する。

- ⑨ 当社は、取締役会の監督機能に資するよう、独立社外取締役を2名以上選任する。社外取締役の独立性基準については、上場金融商品取引所が定める基準を踏まえた当社基準を策定し、開示する。

(取締役会の役割・責務)

第12条 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、次の役割・責務を適切に果たし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上および社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努める。

1. 企業理念に基づき、行動準則および経営計画の策定および改定、ならびに内部統制やリスク管理体制の整備等、経営の方向付けを行い、適宜レビューを行う
2. 弾力的かつ専門的な意思決定を可能とし、業務執行の機動性と柔軟性を高めるべく、取締役会決議および社内規程により、取締役への委任範囲および執行役員の担当業務を明確に定め、取締役および執行役員に対する実効性の高い監督を行う
3. 代表取締役の選定・解職や取締役候補者の指名および執行役員の選任・解任について、当社グループの業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行する
4. 取締役および主要株主等の関連当事者と当社との間に生じうる利益相反を監督する

(取締役会議長)

第13条 取締役会の議長は、取締役会の議論が自由闊達で建設的な議論となるよう努める。

- ② 取締役会の議長は、各取締役が求める情報の円滑な提供が確保されるよう、環境整備に努める。

(取締役会の運営)

第14条 取締役会は、取締役会の運営に関し、社外取締役による問題提起を含め、自由闊達で建設的な議論・意見交換ができるよう、次の対応を行う。

1. 議題、審議時間および開催頻度を適切に設定する
2. 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにするほか、取締役会の資料以外にも、必要に応じ、当社から取締役に対して十分な情報が提供されるようにする
3. 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について予め決定しておく

(社外取締役の役割・責務)

第15条 社外取締役は、次の役割・責務を適切に果たす。

1. 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき助言を行う
2. 代表取締役の選定・解職や取締役候補者の指名および執行役員の選任・解任、報酬の決定その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行う
3. 当社と取締役等との利益相反を監督する
4. 経営陣から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる

(監査等委員会の役割・責務等)

第16条 監査等委員会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、取締役の職務の執行を監査・監督することにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上および社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努める。

- ② 監査等委員会は、監査に関する主要な方針を定め、内部統制システムの利用、選定監査等委員による調査権限の行使、ならびに外部会計監査人との連携等により取締役の職務執行を監査する。
- ③ 監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、原則として1名以上を常勤の監査等委員として選定する。また、監査等委員の職務を補助するため、監査等委員会専任スタッフを配置する。
- ④ 常勤の監査等委員は、次の役割を果たす。
1. 常務会等の重要な会議への出席、グループ会社を含めた往査、および業務執行状況報告の受領等を行う

2. 監査等委員会専任スタッフを活用し、監査品質の向上に努める
3. 監査結果等を監査等委員会に報告するとともに、取締役や従業員に対し適切な報告や助言を行う
- ⑤ 監査等委員会は、当社の経営の基本方針や対処すべき課題、監査上の重要課題等について、代表取締役と適宜意見を交換する。
- ⑥ 監査等委員会は、独立性を損なうことなく情報収集力の強化を図ることができるよう、監査等委員でない社外取締役との連携にも努める。
- ⑦ 監査等委員会は、外部会計監査人に関し、その適正な監査を確保するため、次の対応を行う。
 1. 選定および評価の基準を策定する
 2. 独立性および専門性について確認する

(外部会計監査人の適正な監査の確保)

第17条 取締役会および監査等委員会は、外部会計監査人による適正な監査を確保するため、次の対応を行う。

1. 十分な監査時間を確保する
2. 外部会計監査人からの要請に応じ代表取締役との面談等を設定する
3. 外部会計監査人と監査等委員会、内部監査部門との連携を確保する
4. 外部会計監査人が不備・問題点を指摘した場合には、内部統制部門および内部監査部門が中心となり適切に対応する

(執行役員)

第18条 執行役員は、取締役会が決定した経営の基本方針に則り、社長執行役員である取締役の指揮命令下で業務を執行する。

- ② 執行役員は、取締役会の決議により選任し、監査等委員でない取締役を兼務することができる。
- ③ 執行役員の報酬は、取締役会が決定する。

(常務会、経営会議)

第19条 当社は、社長執行役員の意思決定を補佐する機関として、常務会および経営会議を設置する。

- ② 常務会は、代表取締役、各部門の担当執行役員等で構成され、原則として毎週1回開催し、社長執行役員決裁事項や取締役会に提案する事項を審議するとともに、各部門の業務執行状況の把握、監督を行う。
- ③ 経営会議は、代表取締役、関係部門の担当執行役員等で構成され、原則として毎週1回開催し、経営戦略や重要な執行案件等の方針や方向性を協議する。

(取締役会評価)

第20条 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価等も参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

- ② 取締役会の議長は、社外取締役から、定期的に、取締役会の運営等について意見聴取を行う。

(取締役報酬)

第21条 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬については、各取締役の役位および職責を勘案した固定報酬である「基本報酬」、各事業年度の連結業績および各取締役の業績を勘案した「短期業績連動賞与」、最近3事業年度における当社グループの成長度を勘案した「中期業績連動賞与」、ならびに、中期経営計画で定める目標指標の達成度に基づく業績連動型の「株式報酬」で構成され、株主総会で定めた報酬枠の範囲内で、取締役会が決定する。

- ② 持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合および現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定する。
- ③ 社外取締役および監査等委員である取締役の報酬については、職務の性質を踏まえ基本報酬のみとし、株主総会で定めた報酬枠の範囲内で、社外取締役（監査等委員を除く）については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員の協議により決定する。
- ④ 監査等委員でない取締役の報酬の決定にあたっては、代表取締役は、事前に独立社外取締役に意見聴取した

上で、その意見を尊重して原案を決定する。

(取締役候補者の指名決定のプロセス)

第 22 条 取締役会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、経営責任者等の後継者計画、多様性および適正規模に照らして取締役候補者を指名する。

- ② 取締役候補者の指名にあたっては、特別な委員会等は設置せず、会社運営上の重要事項として、取締役会で決定する。ただし、代表取締役は、事前に独立社外取締役に意見聴取した上で、その意見を尊重して原案を決定する。
- ③ 監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、監査等委員会の同意を得るものとする。

(社外取締役の支援体制)

第 23 条 当社は、社外取締役の職務の執行に関し、次のとおり支援体制を確保する。

1. 社外取締役と経営陣または社外取締役同士の情報交換・意見交換を図るための機会を設ける
2. 社外取締役に対しては、事務局となる部署を定め、情報提供を行う

(トレーニング)

第 24 条 当社は、取締役に対して、次のとおりトレーニングの機会を提供・斡旋する。

1. 取締役に就任する際には、外部セミナー受講を斡旋するなどして、その役割・責務について十分に理解する機会を設ける
2. 社外取締役に就任する際には、当社の事業・財務・組織等に関する事項について、習得する機会を設ける
3. 必要に応じて、役員勉強会等を開催し、取締役が必要な知識を習得する機会を設ける

第 4 章 ステークホルダーとの関係

(ステークホルダーとの関係)

第 25 条 当社グループは、企業理念のもと、社会から信頼される企業グループであり続け、地域の持続的な発展に貢献するとともに、新しい事業価値の創造を図るべく、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの適切な協働に努める。

(安全の確保)

第 26 条 当社グループは、安全の確保をすべての事業における第一の使命とし、次の各号に定める事項を実践する。

1. 安全を何より最優先する組織・風土の構築
2. 安全マネジメント体制の確立と継続的改善
3. 安全を支える従業員の能力向上と健康の確保
4. お客さまの安全を第一に考えた商品・サービスの提供
5. お客さまとの安全に関するコミュニケーションの推進
6. 前各号に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

(環境への配慮)

第 27 条 当社グループは、環境と調和のある事業活動を通じて環境負荷を低減し、循環型社会の実現と地球温暖化の抑制に寄与するため、次の各号に定める事項を実践するとともに、環境への取組みを継続的に改善する。

1. 環境意識の向上
2. 法令・規制の正しい理解と遵守
3. 資源およびエネルギーの効率的利用と排出物の削減
4. エネルギー効率の高い公共交通の利用促進
5. 環境品質を備えた商品・サービスの提供

(お客さまからの信頼)

第 28 条 当社グループは、お客さまに選ばれ続ける企業グループであるため、次の各号に定める事項を実践する。

1. お客さま満足推進体制の構築と継続的な改善
2. お客さまとの積極的なコミュニケーションによる信頼関係の構築
3. お客さまの期待をこえた商品・サービスの創出
4. お客さま満足向上のための自主的な課題の発見と解決への取組み

(内部通報)

第 29 条 当社は、従業員等が不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、社内外に当社グループ共通の内部通報窓口を設置するとともに、内部通報窓口の運営規程にて通報者の不利益取扱いを禁止する。

② 取締役会は、定期的に通報窓口の運用状況について報告を求め、監督する。

(ダイバーシティの推進)

第 30 条 当社は、異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、当社グループの持続的な成長を確保する上での強みとなるとの認識のもと、従業員一人ひとりがいきいきと働き、それぞれの個性や能力を発揮できる機会および環境の整備・拡充に努める。

② 当社は、女性活躍推進について、定量的な目標や諸施策を含む計画を策定・実施し、積極的に取り組む。

第 5 章 適切な情報開示

(情報開示と透明性)

第 31 条 当社は、当社グループの財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやコーポレートガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令および上場金融商品取引所の定め等に従い、重要事実を適時・適切に開示する。

② 当社は、情報開示にあたっては、株主の多様性を踏まえ、分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うよう努める。

別添資料1 にしてつグループの企業理念

《にしてつグループの企業理念》

■ 基本理念

にしてつグループは、
「出逢いをつくり、期待をはこぶ」事業を通して、
“あんしん”と“かいてき”と“ときめき”を提供しつづけ、
地域とともに歩み、ともに発展します。

■ 経営理念

- ・人を活かす経営
人間性を尊重し、人を活かし育み、活力あふれる企業風土をつくります。
- ・お客さまの期待の創造
お客さまの視点に立ち、期待にこたえ、期待をつくる商品・サービスを提供します。
- ・新しい事業価値の創造
時代の要請を的確にとらえ、社会の共感を得られる、新しい事業価値を創造します。
- ・グループ総合力の発揮
たがいに自立性と個性を尊重し、協力しあい、グループの総合力を発揮します。

■ 行動理念

- ・お客さまの喜びが私たちの喜びです …… お客さまの立場で考え実践しよう。
- ・「やればできる」を大切にします …… 創意と工夫で積極的に行動しよう。
- ・にしてつグループの良き一員です …… 自己を高め役割と責任をはたそう。
- ・いきいき職場をつくります …… 対話をひろげ信頼と協調を深めよう。

別添資料 2 にしてつグループコンプライアンス方針

《にしてつグループコンプライアンス方針》

1. 法令や社会規範等の遵守

【コンプライアンス方針】

にしてつグループは、法令違反や非倫理的な行為による利益を一切求めません。事業活動を行う国・地域で適用されるすべての法令、業界基準、社会規範（以下、「法令や社会規範等」と記す）を正しく理解し、これらを遵守します。

【行動指針】

(1) 法令や社会規範等の正しい理解と遵守

- ①一人ひとりが、法令や業界基準を正しく理解し、これらを遵守してください。法令や業界基準の趣旨や精神に反した非倫理的な行為も行ってはいけません。
- ②社内ルールは、業務に関連する重要な法令や社会規範等を踏まえて制定されていますので、これらを正しく理解し、遵守してください。
- ③法令や社会規範等に反する行為を、取引先等の第三者を介して行ってはいけません。

(2) 違反行為の影響の認識

法令や社会規範等に反してしまった場合、違反した本人やその家族、当社グループのみならず、お客さまや取引先の皆さまにも大きな影響を及ぼす可能性があるということを常に意識してください。

(3) 飲酒運転の禁止

にしてつグループは、飲酒運転には厳しい姿勢で臨みます。業務上、業務外に関わらず絶対に飲酒運転を行わないよう、飲酒運転に関する法令等は正しく理解してください。また、業務に影響を及ぼすようなお酒の飲み方をしてはいけません。

(4) 薬物の禁止

違法薬物は勿論のこと危険ドラッグの摂取は禁止します。これらの売買、勧誘等にも関わってはいけません。

(5) 他人の違法行為等への対応

法令や社会規範等に反する行為やそのおそれのある行為を見聞きした場合、上司や担当部署に相談、もしくは、にしてつグループ内外に設置している西鉄グループホットラインを活用する等、不適切な行動の是正に努めてください。

2. 安全・安心な商品やサービスの提供

【コンプライアンス方針】

にしてつグループは、お客さまに安全・安心な商品やサービスを提供します。日ごろから商品やサービスの安全・安心確保を図ることはもとより、問題が発生した場合には、お客さまの安全・安心を最優先にした適切な対応を行います。

【行動指針】

(1) お客さまの安全

- ①商品やサービスの開発・提供にあたっては、お客さまの安全・安心がすべてに優先します。短期的な利益を優先して、商品やサービスの安全性をおろそかにしてはいけません。
- ②安全・安心な商品やサービスを提供するために、日ごろから事故の未然防止や品質確保に積極的に取り組んでください。
- ③事故や災害等、問題が発生した場合には、お客さまの安全・安心を最優先にした適切な対応を行っ

てください。

(2) 適切な広告・表示と十分な説明

お客さまに安心して利用していただくために、一人ひとりが商品やサービスの内容をよく理解し、適切な広告・表示と十分な説明を行ってください。

3. 適切な情報開示とコミュニケーション

【コンプライアンス方針】

にしてつグループは、お客さま・地域社会・株主・取引先等のステークホルダーの皆さまに必要な情報を誠実かつ適切に開示し、コミュニケーションを図ります。

【行動指針】

(1) 適正な会計処理

- ①一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、適正な会計処理を行ってください。
- ②会計処理の基礎となる取引事実は適切に記録するとともに、証憑書類は定められた期限まで適切に保存してください。
- ③意図的な改ざんや粉飾等を行うことは、ステークホルダーの皆さまを騙す行為であり行ってはいけません。

(2) 適正な申告および納税

関係法令に準拠して適正な申告および納税を行ってください。

(3) 非財務情報の開示

財務に関する情報のみならず、CSR等のその他経営に関する非財務情報の開示も誠実かつ適切に行ってください。

(4) 社内での迅速・確実な報告

誠実かつ適切な情報開示を行うためには社内での迅速・確実な報告が必要です。会社に不利益な情報であっても、隠したり放置したりせず、上司や担当部署に報告してください。

(5) ステークホルダーとのコミュニケーション

ステークホルダーの皆さまからのご意見等をお聞きし、適切なコミュニケーションを図ってください。

4. 公正な取引と競争

【コンプライアンス方針】

にしてつグループは、市場における公正な競争を阻害するおそれのある活動は行わず、関与もしません。事業活動を行うすべての国・地域において適用される競争法を遵守します。

【行動指針】

(1) カルテル等の禁止

- ①商品やサービスの内容、価格、取引条件等について、競合他社等と不当な取り決め（カルテル）を行ってはいけません。
- ②これらの行為につながるおそれのある情報交換も行ってはいけません。
- ③実際には取り決めに参加していなくても、その場にいるだけで取り決めに参加していると思われてしまう可能性もあります。競合他社等と接触する機会には十分に注意を払ってください。

(2) 優越的地位濫用の禁止

取引先に対して不利な条件を一方向的に押し付ける等、優越的地位を濫用するような行為は行ってはいけません。

5. 贈収賄の禁止、接待贈答の制限

【コンプライアンス方針】

にしてつグループは、事業または事業上の便宜の獲得・維持を目的として、直接・間接を問わず、不当に金銭その他一切の価値あるものの供与・申し出・約束等（以下、「贈賄行為」と記す）を行いません。これらの受領・要求・約束等（以下、「収賄行為」と記す）も行いません。また、社会通念上妥当な範囲を超えた接待贈答は行いません。

【行動指針】

(1) 贈収賄行為の禁止

官民を問わず贈賄行為や収賄行為を行ってはけません。

(2) 過度な接待贈答の禁止等

①社会通念上妥当な範囲を超えた接待、贈答を行ってはけません。

②接待贈答を行う場合には、その内容および目的等について、適切に記録管理しなければなりません。

(3) 間接的な贈賄行為の禁止

代理店やコンサルタント等の第三者（ビジネスパートナー）を介して、間接的に贈賄行為を行ってはけません。

(4) 違反行為の報告

社内において各国の汚職防止法および本方針に違反する行動を見聞きした場合、隠したり放置したりせず、上司や担当部署に報告してください。

6. 利益相反行為の禁止

【コンプライアンス方針】

にしてつグループは、すべての役員および従業員に対し、当社グループの利益につながる行動を求めます。自己または第三者の利益を当社グループの利益に優先することはあってはなりません。

【行動指針】

利益相反行為の禁止

自己、家族、親戚、友人等の利益を優先し、にしてつグループの利益に反するような行為や誤解を招く行為を行ってはけません。

7. 反社会的勢力および団体に対する姿勢

【コンプライアンス方針】

にしてつグループは、社会秩序や企業の健全な事業活動を脅かす勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、不当な利益の要求や脅迫には応じません。

【行動指針】

(1) 不当な利益の要求、脅迫への対応

反社会的勢力および団体（総会屋、暴力団、えせ同和等）からの不当な利益の要求や脅迫には絶対に応じてはいけません。つけられる隙を与えないよう、日ごろから毅然とした態度で対応してください。

(2) 取引先、提携先等の確認

①取引先、提携先等が反社会的勢力および団体ではないか、それらと関わりがないかを十分に確認し、そうであると判明した場合は、担当部署と連携して取引の解消等の適切な措置を講じてください。

②あらかじめ契約書等に、反社会的勢力および団体を排除するための条項を明示してください。

(3) 組織としての対応

トラブルが発生した場合は決して一人で対応せず、上司や担当部署に報告し組織として対応してください。状況に応じて警察や弁護士等と連携し、適切な解決を図ってください。

8. 資産・情報の適切な取り扱い

【コンプライアンス方針】

にしてつグループは、すべての資産・情報を適切に管理・運用し、権利を保護します。会社が取扱う資産・情報には、当社グループの資産・情報のみならず、お客さまの個人情報や取引先、提携先との契約に基づいて預かっている有形無形の各種資産等が含まれます。また、にしてつグループは、他者の知的財産等の権利を尊重します。

【行動指針】

(1) 会社が取扱う資産・情報の適切な管理

- ①会社が取扱う資産・情報は、入手・保管・利用・廃棄の各段階で、厳重・適切に管理してください。
- ②資産・情報の取得にあたり、不当な手段を用いてはいけません。
- ③資産・情報は適切に保管し、私的な利用や目的外での利用は行ってはいけません。
- ④資産・情報を廃棄する際は、法令や社内ルールに則して適切な手段で廃棄してください。

(2) 個人情報・機密情報の厳重な管理

- ①個人情報（プライバシーに関する情報）は、慎重に取り扱い、正当な理由なく開示したり、目的外で利用してはいけません。
- ②業務上知り得た機密情報は、在職中はもちろん、退職後も漏えいさせてはいけません。
- ③個人の不注意で、無意識に個人情報や機密情報を漏えいしてしまうこともありますので、普段から情報管理には十分に注意して下さい。

(3) 知的財産の積極的な権利化

会社として知的財産は積極的に権利化し、その保護に努めてください。

(4) 他者の知的財産権等の尊重

事業活動においては、知的財産権等、他者の権利の有無を必ず調査・確認し、その権利を侵害しないよう注意してください。

(5) インサイダー取引の禁止

業務上知りえた未公表の重要情報を利用して、株式等の売買（インサイダー取引）に関与してはいけません。

9. 社外への情報発信、ソーシャルメディア

【コンプライアンス方針】

にしてつグループは、社外に情報を発信する際には、責任や影響力の大きさを十分に認識して適切な方法で行います。

【行動指針】

(1) 会社が行う社外への情報発信

会社が行う社外への情報発信は、定められた手続きに従い担当部署が責任をもって行ってください。

(2) 個人としての情報発信

- ①ソーシャルメディア等で個人として情報発信する際には、法令やガイドライン等のルールを遵守し、にしてつグループのブランドを毀損しないように注意してください。
- ②個人の立場として発信する場合であっても、会社を代表した発信であると誤解される可能性があります。
- ③発信された情報は不特定多数の人に公開され、完全には削除できない可能性があることを十分に認識してください。
- ④外部から個人に問い合わせがあった際には、自分の判断で対応せず、適切な部署へ照会してください。

10. 人権の尊重

【コンプライアンス方針】

にしてつグループは、社内外のすべての人々の人権を尊重します。また、あらゆる差別、あらゆる人権侵害につながる事業活動は一切行いません。

【行動指針】

(1) 差別や各種ハラスメントの禁止

人権問題の正しい理解に努め、人種、信条、性別、年齢、社会的身分、門地、国籍、民族、宗教、障害、病気、外見等を理由とした差別やハラスメントを行ってはけません。

(2) 強制労働や児童労働の禁止

直接と間接を問わず、強制労働や児童労働をさせてはけません。

11. 労働安全衛生および労働者の権利の尊重

【コンプライアンス方針】

にしてつグループは、労働関連法令やルールを遵守するとともに、職場における事故や災害の防止に努め、すべての従業員に安全な労働環境を提供します。

【行動指針】

(1) 労災防止

一人ひとりが職場における点検や訓練等、安全管理の重要性を認識し、労働災害の防止に努めてください。

(2) 快適に働ける職場づくり

①心とからだの健康増進に取り組み、快適に働ける職場づくりを目指してください。

②活発なコミュニケーションと相互理解によって、職場の風通しを良くしましょう。

(3) 安全を脅かす行為の禁止

職場における安全を脅かす可能性のある一切の行為（暴力行為、脅迫行為等、他者に危害を与える可能性のある行為）は禁止します。

(4) 労働者の権利の尊重

最低賃金、労働時間、その他労働者の権利に関する労働関係法令等を遵守してください。

12. 社会との調和、社会貢献

【コンプライアンス方針】

にしてつグループは、良き企業市民として地域社会との共生、調和を図り、事業活動はもとより社会活動を通じて地域社会の経済・文化・生活の発展に貢献します。

【行動指針】

(1) 企業の社会的責任・社会貢献

①企業市民の一員として、企業が社会に果たすべき役割と責任を自覚し、健全な事業活動を推進してください。また、地域社会の発展のための様々な社会活動を通じて、良好な信頼関係の構築に取り組んでください。

②事業活動に関わらず、個人の生活においても、地域社会の発展に貢献できる活動へ積極的な参加心がけてください。

(2) 文化や慣習等への配慮

事業活動を行うすべての国・地域の文化・慣習や宗教についても理解を深め、不適切な言動で地域社会からの信頼を損なわないようにしてください。

1 3. 環境問題への取り組み

【コンプライアンス方針】

にしてつグループは、環境問題の重要性を強く認識し、環境と調和のとれた事業活動を目指します。

事業活動において、環境負荷を低減し、循環型社会の実現と地球温暖化の抑制に寄与します。

【行動指針】

(1) 環境法規制の理解と遵守

事業活動に関係する環境分野の法令や規制を正しく理解し、遵守してください。

(2) 環境負荷低減

①事業活動においては、騒音の低減や適切な排水処理等の公害防止やCO₂の排出量削減等の環境負荷低減に取り組んでください。

②移動には電車やバス等の環境にやさしい交通機関を積極的に利用しましょう。

(3) 環境意識の向上

事業活動に関わらず、個人の生活においても、資源およびエネルギーの効率的利用とリサイクル等を心がけてください。

1 4. 取引先への協力要請

【コンプライアンス方針】

にしてつグループは、取引先の皆さまとの長期的な信頼関係を築き、ともに持続的に発展していくことを目指しています。そのため、当社の役員および従業員のみならず、取引先の皆さまにも必要に応じて、本方針の趣旨や考え方について理解と協力を要請します。

【行動指針】

取引先への協力要請

①必要に応じて、本方針の趣旨や考え方を取引先の皆さまに説明し協力を求めてください。

②本方針について、取引先の皆さまより問い合わせがあった場合には、上司や担当部署と協議し適切な対応を行ってください。

1 5. コンプライアンスの推進・向上

【コンプライアンス方針】

にしてつグループは、コンプライアンス方針に基づき、常に自らを厳しく律するとともに、コンプライアンスの推進・向上に努めます。

【行動指針】

(1) 一人ひとりの役割と責任の自覚

①コンプライアンスの原点は、まず自らを厳しく律することにあります。役員および従業員一人ひとりが各自の役割と責任を自覚し、本方針とこれに基づくマニュアルを正しく理解し、法令や社会規範等をわきまえて行動してください。

②本方針やこれに基づくマニュアルにおいて触れていない問題に直面した場合には、法令や社会規範等に照らし、自分の行動が適切かどうかチェックしてください。判断に迷ったら、上司や担当部署に相談し、適切な判断・解決を心がけてください。

(2) コンプライアンス違反行為の是正等

法令違反等コンプライアンスに反する行為やそのおそれのある行為を見聞きした場合には、その行為の抑止を図るとともに上司や担当部署に報告・相談し、不適切な行為の防止・是正に努めてください。

(3) コンプライアンスの継続的な推進・向上

①法令や社会規範、社会的・経済的環境、お客様のニーズといったコンプライアンスに関する事情は

時とともに変化していきます。こうした事情の変化に合わせて、個人の行動や業務のあり方を継続的に見直してください。

- ②コンプライアンスの推進は個人の努力だけでできるものではなく、上司への相談・報告のしやすさ、従業員の信頼関係、上司の遵法意識などが大きく影響しますので、日ごろから良好な職場風土の醸成に努めてください。

別添資料 3 独立性基準

当社は、社外取締役が、次の各項目のいずれにも該当しない場合に限り、独立性を有するものと判断します。

1. 当社または当社子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者※1 またはその業務執行者 ※2
2. 当社グループの主要な取引先である者※3 またはその業務執行者
3. 当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナー、従業員
4. 当社グループから役員報酬以外に、過去 3 年間の平均で年間 1,000 万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
5. 当社の主要株主※4 またはその業務執行者
6. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
7. 当社グループの主要な借入先※5 の業務執行者
8. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員
9. 当社グループから過去 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円または当該組織の平均年間総費用の 30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている組織の業務執行者
10. 過去 5 年間に於いて上記 1～6 のいずれかに該当していた者
11. 以下に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
 - ①上記 1～7 に該当する者のうち重要な地位にある者※6
 - ②当社グループの業務執行者または非業務執行取締役
12. 当社における通算在任期間が 8 年を超える者

※1 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループから、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の 2%以上の支払いを受けた者をいいます。

※2 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、業務を執行する社員、理事その他これに類する役職者および使用人をいいます。

※3 当社グループの主要な取引先である者とは、当社グループに対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の 2%以上の支払いを行っている者をいいます。

※4 主要株主とは、議決権所有割合 10%以上の株主をいいます。

※5 主要な借入先とは、当社グループの借入金残高が、直近事業年度末における連結借入金残高の 10%以上の金融機関をいいます。

※6 重要な地位にある者とは、会社においては部長級以上、監査法人や弁護士事務所においては、所属する会計士、弁護士をいいます。